

「公共施設の緑化の推進に関する手続要綱」の一部改正に係る意見公募要領及び改正概要について

協議対象の見直しを目的として「公共施設の緑化の推進に関する手続要綱」の一部改正を予定しています。つきましては、広く市民・事業者の皆様から御意見をいただくため、次の要領で意見公募を行います。

1 意見公募期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月30日（火）まで（必着）

2 意見提出方法

「意見提出用紙」に御記入の上、次のいずれかの方法により御提出をお願いします。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：mk-ryokkaseido@city.yokohama.lg.jp

※ 件名の文頭に【意見公募】と表記してください。

(2) 郵送又は持参する場合

郵便番号：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 27階
横浜市みどり環境局公園緑地管理課公園緑化協議担当 あて

(3) FAXの場合

FAX 番号：045-550-3916

横浜市みどり環境局公園緑地管理課公園緑化協議担当 あて

3 注意事項

- (1) 御意見は、「意見提出書」に日本語で記入してください。
- (2) 御意見を正確に把握するため、御電話での意見提出は御遠慮ください。
- (3) いただいた御意見に対し、個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。
- (4) いただいた御意見の内容については、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する場合があります。
- (5) 御意見に付記された個人情報については、本案に対する意見公募に関する業務にのみに利用させていただきます。
- (6) その他の個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従い、適切に取り扱います。

4 御不明点に関するお問い合わせ

横浜市みどり環境局公園緑地管理課公園緑化協議担当 あて

電話：045-671-3946

FAX：045-550-3916

「公共施設の緑化の推進に関する手続要綱」の一部改正について(改正概要)

1 改正の趣旨

横浜市では、公共施設の緑化の推進に関する手続要綱に基づき、一定の要件を満たす公共施設の建築行為に対して緑化の推進計画に関する協議を行っています。横浜市内の小・中学校施設の建替えが本格化していくなか、令和6年5月頃に予定している都市緑地法に基づく緑化地域の指定区域拡大を契機に、公共施設の建築行為に対する協議対象を見直します。

2 改正する法令規則等

公共施設の緑化の推進に関する手続要綱

3 主な改正点

緑化地域制度等の他の緑化に関する制度の適用を受ける区域に限り、一定規模以上の増築のみを協議対象とする条文を追記。

4 施行予定日

令和6年5月1日

5 添付資料

公共施設の緑化の推進に関する手続要綱（新旧対照表）